

## 第24期佐世保市農業委員会第12回総会議事録

1 開催日時 令和3年5月27日(木) 13時30分から15時10分

2 開催場所 中央保健福祉センター 8階講堂

3 出席農業委員(18名)

委員 2番	川上 宗康	委員 11番	近藤 誠
委員 3番	阿波 茂敏	委員 12番	伊賀崎 典正
委員 4番	中里 政義	委員 13番	水口 一男
委員 5番	八並 秀敏(会長)	委員 14番	田中 広昭
委員 6番	浦 清一	委員 15番	西尾 政喜
委員 7番	川口 勇二	委員 16番	赤木 行秀
委員 8番	小川 憲市	委員 17番	松永 信義(副会長)
委員 9番	牟田 昇	委員 18番	内野 正実
委員 10番	辻 茂樹	委員 19番	大宅 和子

4 欠席農業委員

委員 1番 有馬 秀志

5 出席推進委員(17名)

針尾地区	原 和文	皆瀬地区	山口 良行
江上地区	北村 憲治	中里地区	永田 富士夫
宮地区	坂口 要	相浦、九十九地区	富川 利光
三川内地区	迎 篤之	吉井地区	末永 広幸
早岐地区	久野 利幸	世知原地区	尾崎 修平
日宇地区	磯本 安男	小佐々地区	松田 眞
佐世保地区	松永 豊吉	江迎地区	小川 憲人
柚木地区	宮崎 敦	鹿町地区	松田 庄二
大野地区	村田 司		

6 欠席推進委員

宇久地区 畠中 辰秀

7 農業委員会事務局職員

事務局局長 中里 忠義  
事務局次長 小長 賢二  
事務局係長 博多屋 孝昭

事務局係長 天羽 孝太郎  
事務局主査 藤 和弘  
事務局主査 岩佐 隆志  
事務局主査 岩崎 孝典  
事務局主任主事 田中 豊  
事務局主任主事 牟田 雄介

## 8 議事日程

議事録署名委員の指名

第112号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
第113号議案 佐世保農業振興地域の整備計画変更に伴う農地転用との調整等について  
第114号議案 佐世保農業振興地域の整備計画変更に伴う農用地区域への編入について  
第115号議案 非農地通知について  
第116号議案 農地法第3条の規定による許可申請について  
第117号議案 農用地利用集積計画（案）について  
第118号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事業】（案）について  
第119号議案 農用地利用配分計画（案）について

報告1 農地法第3条の規定による許可申請の局長専決許可報告について  
報告2 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について  
報告3 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について  
報告4 農地転用許可不要案件の受理について  
報告5 裁判所及び法務局への農地現況回答について  
報告6 都市計画法に係る開発事前協議開催状況について  
報告7 農用地利用集積・配分計画解約通知について

## 9 会議の概要

副会長 皆さま、こんにちは。佐世保市農業委員会第12回総会を開会いたします。一、開会。  
①会長挨拶。

会長 皆さま、こんにちは。  
本格的な田植えシーズンのお忙しいなか、多数ご出席いただきまして、ありがとうございました。毎回、あいさつの中でコロナの話題が絶えませんが、現在は第4波ということで、長崎県での感染者数が60名を超える日もあり、特に長崎市では厳しく往来が制限され、私自身も2回程、ウェブ会議に参加しました。そのような中、連絡事項等もあり、推進委員の方々もご出席いただき、総会を開催する運びとなりました。  
前期まで宇久地区の推進委員を務めていただいた菅徳雄さんが、先日前にお亡くなりにな

られました。心から哀悼の意を表したいと思います。大変お疲れさまでした、お世話になりました、という気持ちでございます。

そろそろ私たちにもワクチンが届くようです。ワクチンが行き渡って平常の生活に戻るまで、農業委員会としての業務を粛々と行っていきたく思っております。どうか、本日の総会もスムーズに進みますように、お願い申し上げまして、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

副会長 それでは②委員定足数報告を事務局よりお願いいたします。

事務局 はい、事務局です。委員の定足数についてご報告いたします。本日、1番、有馬委員から欠席届が提出されていますが、委員総数19名中18名の出席により、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び佐世保市農業委員会会議規則第6条の規定に基づき、本総会が成立していることをご報告いたします。

なお、宇久地区の畠中推進委員から欠席届が提出されていることを併せてご報告いたします。以上です。

副会長 ありがとうございます。それでは、③議事録署名人については、6番 浦清一委員、7番 川口勇二委員、補充として8番 小川憲市委員にお願いいたします。

議長 それでは早速、議事に入りたいと思います。

第112号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第112号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明します。

1番、江上地区。借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在は、指方町の2筆。地目は、登記田、現況原野、休耕地。面積は2筆合計2,607㎡です。転用目的は資材置場及び駐車場用地。権利は、賃借権設定です。施設は、資材置場3,432㎡、従業員用駐車場9台分、通路・法面2,371㎡。併用地ありで、敷地全体面積は7,030㎡です。耕作者なし。農地区分は、農振内白地で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。

参考事項としまして、こちらはながさき西海農業協同組合みかん選果所より南東に約180mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、整地のみ行う。砂利を敷き、転圧をかけて土砂の流出を防止する。日照通風、露天の資材置場、駐車場用地の利用に限るため、日照通風に影響は生じない。排水計画、雨水は水路放流。汚水・生活雑排水は生じない。

添付書類は、一般事業計画書添付。資材置場等の事業計画書添付。駐車場の利用計画書添付。土地利用計画平面図添付。預貯金残高証明書添付。法人登記簿、定款添付。佐世保農業振興地域整備計画変更通知書添付。

農地法第3条取得後の転用に係る理由書が添付されておりますので、理由について読み上げます。

自身と母の高齢化、次男の職場内での地位向上と職務の変化、加えて耕作地の獣害の防除など、農業経営に負担が多く、また兼業のため、耕作の規模と範囲に限度があり、耕作を優良農地に留めることとして、申請地の耕作を断念しましたとのこと。

都市計画法関係は、許可不要です。

2番、相浦、九十九地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は竹辺町の3筆。地目は、登記田、現況休耕。面積は3筆合計2,692㎡です。転用目的は建売住宅。権利は、所有権移転売買です。施設は、建売住宅、木造2階建、建築面積50.51㎡3棟、建築面積38.09㎡1棟、木造平家建、建築面積55.27㎡5棟の計9棟。耕作者なし。農地区分は、農振内白地で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。

参考事項としまして、こちらは長崎県立佐世保特別支援学校より北に約400mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高1.8m、最低1.6m。土留め工事をする。擁壁を設ける。日照通風、建物高を加減、8.1m程度。排水計画、雨水は溜桝から水路放流。汚水・生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。

一般事業計画書添付。土地利用計画平面図添付。縦横断面図添付。建物平面図、立面図添付。融資予定証明書添付。法人登記簿、定款添付。宅地建物取引業者免許証写添付。佐世保農業振興地域整備計画変更通知書添付。

都市計画法許可申請受付書添付予定としておりますが、添付されております。

都市計画法関係は連たん区域です。

3番、吉井地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、吉井町春明の2筆。地目は、登記田、現況原野、休耕地。面積は2筆合計682㎡です。転用目的は一般個人住宅。権利は、所有権移転贈与です。施設は、住宅1棟。木造平家建、建築面積101.02㎡。法面及び緩衝地184.18㎡。耕作者なし。農地区分は、農振内白地で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。

参考事項としまして、こちらは牧の岳公園から南東へ約580mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、整地のみ行う。周囲にブロックを設け、隣接水路等への土砂流出を防止する。日照通風、建物高を加減5.2m程度、排水計画は、雨水は溜桝から水路放流。汚水・生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。

土地利用計画平面図添付。建物平面図、立面図添付。融資予定証明書添付。面積超過理由書添付。

都市計画法関係は都市計画区域外です。

4番、江迎地区。借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在は、江迎町末橋。地目は、登記田、現況畑。面積は444㎡です。転用目的はパドック。権利は、使用貸借権設定です。施設は、繁殖牛、子牛の運動場388㎡。耕作者あり。農地区分は、農振内農用地の農業用施設用地に該当いたします。

参考事項としまして、こちらはMRすえたちばな駅より北東に約730mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、現状のまま利用する。コンクリート

敷設を行い、パドック内にはおが粉を撒く。日照通風、建物を建設しないため、周辺に被害を及ぼすおそれはない。排水計画は、雨水は自然流下。汚水はおが粉吸着による堆肥化。生活雑排水は生じない。

土地利用計画平面図添付。一般事業計画書添付。預金通帳写添付。

都市計画法関係は非線引き都市計画区域です。

以上ですが、2番と3番の案件について、関係する委員の方がおられます。よろしくお願いたします。

議長 2番及び3番の案件は、除斥の対象となる委員がおられますので、農業委員会法第31条の規定により、退室していただき先行審議をいたします。該当委員は一時退室願います。

～委員退室～

議長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。2番相浦、九十九地区。

12番 12番伊賀崎です。5月26日に富川推進委員と現地を見てきました。ここは、前回、農用地からの除外申請が出ている場所で、ほとんど耕作されていません。特に問題は無いと見てきました。以上です。

議長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

富川委員 相浦、九十九地区の富川です。ただ今、伊賀崎委員が言われたとおり、特に問題はありません。以上です。

議長 続きまして、3番吉井地区。

13番 13番水口です。5月24日に、末永推進委員と現地確認しました。所有者のお子さんに住宅用地として、贈与されます。宅地化によって周辺に与える影響、日照通風、排水などの影響がないか検討しましたが、問題は無いと判断しました。

議長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

末永委員 吉井地区の末永です。水口委員が言われたとおり、特に問題無いと判断しました。

議長 それでは、2番及び3番の案件につきまして、何かご意見等ございませんか。

委員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。2番及び3番の案件につきまして、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、2番及び3番の案件につきまして、許可相当として県に進達いたします。  
委員は入室願います。

～委員入室～

議 長 それでは、残りの案件について審議いたします。1番江上地区。

2 番 2番川上です。5月24日に北村推進委員と現地確認を行いました。排水計画が水路放流になっておりますが、現地の水路が狭く、大雨の時に周辺に影響がなければ問題ありません。宜しく願います。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見を願います。

北村委員 江上地区の北村です。川上委員と同様に水路が問題だと思っていまして、大雨の時はどうなるか分かりませんが、今のところは問題無いと見てきました。

議 長 続きまして、4番江迎地区。

1 7 番 17番松永です。5月23日に小川推進委員と現地を見てきました。転用目的はパドック、牛の運動場ということで、周囲の土地も申請人の土地なので、問題無いと見てきました。よろしく願います。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見を願います。

小川委員 江迎地区の小川です。松永委員から説明がありましたとおり、周りの土地は貸渡人の土地で、貸渡人と借受人は親子です。周りの農地に影響を及ぼすことはないと思います。よろしく願います。

議 長 1番及び4番の案件について、何かご意見等ありませんか。

委 員 (なし)

議 長 私から質問です。1番江上地区の案件について、お二人の報告によると排水について

少し不安があるということですが、申請のとおり転用を進めるということによろしいですか。

2 番 2番川上です。はい。

議 長 他にありませんか。

はい、西尾委員。

1 5 番 15番西尾です。4番の案件について、コンクリート敷設後、おが粉を敷いて汚水を吸着させるという説明でしたが、雨が降ると牛糞となじむ前に流れてしまいます。集中豪雨等短時間に大雨が降ると、おが粉を雨水が流してしまうということが考えられます。周囲はご自身の土地ということでしたが、水が集まる場所があれば、そこに施設を作ってその流れを止めるというようなことができないかと思いますが、いかがでしょうか。

事 務 局 事務局です。隣接地にご自身の牛舎があります。コンクリート敷設の際に、その牛舎の方に傾斜をつけるように計画書が出ており、雨が降るとその牛舎に一旦流れ込むようになっており、そこで処理ができるよう計画されています。

1 5 番 15番西尾です。私も牛舎の隣にパドックを作っていますが、やはり牛糞が流れるということがあったので、調整池をつくり、そこに一旦流し込んで処理しています。さらに下まで牛糞等が流れることになれば良くないので、できれば、そういった施設を作っておいた方が良くいことをご本人に説明をして、検討してもらった方がいいと思います。

事 務 局 事務局です。アドバイスとして、検討してもらうようにお伝えしたいと思います。

議 長 他にありませんか。

はい、浦委員。

6 番 6番浦です。牛糞は野積みのような状態になりますか。

事 務 局 事務局です。牛舎に隣接した牛の運動場ということで、そこでできた牛糞はその都度片付けてたい肥化されますので、野積みにはなりません。

6 番 6番浦です。たい肥舎はありますか。

事 務 局 はい、事務局です。あります。

6 番 6番浦です。わかりました。

議 長 他にありませんか。  
はい、阿波委員。

3 番 3番阿波です。牛関係のことはよく分からないのでお聞きしたいんですが、コンクリート敷設というのは全面に敷設するということですか。全面に敷設したコンクリートの上におが粉を撒くということですか。

事 務 局 事務局です。全面にコンクリートを敷設して、おが粉を軽く撒くような感じになります。

3 番 3番阿波です。通常、農業用施設を作る場合、許可が不要の場合があると思いますが、今回は許可不要とはならないのでしょうか。

事 務 局 事務局です。今回の案件は400㎡であり、親子間の貸借を行いますので、許可不要の案件には該当しません。

3 番 3番阿波です。わかりました。

議 長 他にありませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。1番及び4番の案件につきまして、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第112号議案については、許可相当として県に進達いたします。続きまして、第113号議案 佐世保農業振興地域の整備計画変更に伴う農地転用との調整等について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第113号議案 佐世保農業振興地域の整備計画変更に伴う農地転用との調整等について、ご説明します。

1番、宮地区、転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は、城間町の1筆の一部。地目は、台帳畑、現況畑。面積は実測262㎡です。転用目的は農家分家住宅です。施設は、住宅1棟、木造平家建、建築面積105.99㎡。耕作者あり。農地区分は、現在農用地の樹園地となっていますが、農用地区域からの除外確定後は第2種農地です。こちらは、四郎丸バス停付近に位置しています。

変更理由は、今後の両親の介護、農作業の効率性を考慮して実家付近に建設するもの

で、変更内容は、農用地区域からの除外で、農家の分家住宅です。

2番、三川内地区、転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は、木原町の1筆の一部。地目は、台帳田、現況荒地。面積は267㎡です。転用目的は、自動車修理工場及び車両置場用地。耕作者なし。農地区分は、現在農用地の田となっていますが、農用地区域からの除外確定後は第2種農地です。こちらは、木原町公民館付近に位置しています。

変更理由は、近辺で自動車整備業を生業としている転用者が、現作業場が手狭になったことを理由に移転をするもので、変更内容は、農用地区域からの除外で自動車修理工場及び車両置場用地です。

3番、佐世保地区、転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は、烏帽子町の1筆の一部。地目は、台帳原野、現況原野。面積は135㎡です。転用目的は、一般住宅用地、木造2階建、建築面積74.53㎡。耕作者なし。農地区分は、現在農用地の畑となっていますが、農用地区域からの除外確定後は非農地です。こちらは、木場山展望台付近に位置しています。

変更理由は、転用者の妻の実家付近での居住を目的としての住宅建築で、変更内容は、農用地区域からの除外で農家住宅の建築です。

4番、相浦、九十九地区、転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は、竹辺町。地目は、台帳田、現況休耕地。面積は588㎡です。転用目的は、一般住宅用地、木造平家建、建築面積101.61㎡が1棟、木造2階建、建築面積72.96㎡1棟の計2棟。別々の転用者となります。耕作者なし。農地区分は、現在農用地の田となっていますが、農用地区域からの除外確定後は第2種農地です。こちらは、長崎県立佐世保特別支援学校付近に位置しています。

変更理由は、高齢化により管理が難しくなった農地に、居住希望者2名が当該地に住宅建築を望んだもので、変更内容は、農用地区域からの除外で一般住宅用地です。

5番、吉井地区、転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は、吉井町福井。地目は、台帳田、現況畑。面積は385㎡です。転用目的は事業用駐車場、15台分。耕作者あり。農地区分は、現在農用地の田となっていますが、農用地区域からの除外確定後は第2種農地です。こちらは、福井洞窟付近に位置しています。

変更理由は、付近で古民家体験工房を営む転用者が、現在不足している駐車スペースを補うために駐車場用地とするもので、変更内容は、農用地区域からの除外で駐車場です。

6番、江迎地区、転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は、江迎町乱橋。地目は、台帳田、現況畑。面積は777㎡です。転用目的は資材置場用地です。耕作者あり。農地区分は、現在農用地の田となっていますが、農用地区域からの除外確定後は第2種農地です。こちらは、東岩崎公民館付近に位置しています。

変更理由は建設業、建設残土処分業などを営む転用者が仕事量の増加により、資材置場用地を求めるもので、変更内容は農用地区域からの除外で資材置場用地です。

以上、農用地区域の除外等の申出に関し、佐世保市長より農業委員会に意見照会がなされたものですが、5、6番については、関係する委員の方がおられます。

総会での審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課に回答します。

議 長 5番及び6番の案件は、除斥の対象となる委員がおられますので、農業委員会法第31条の規定により、退室していただき先行審議をいたします。  
まずは、5番の案件を審議しますので、該当委員は一時退室願います。

～委員退室～

議 長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。5番吉井地区。

1 3 番 13番水口です。5月24日に、末永推進委員と現地確認しました。申請人は古民家体験工房や薬膳教室などを頻繁に開催され、お客さんも結構おられるようです。駐車場不足ということで、今回、申請されました。駐車場にすることで、周辺に与える影響はないと判断しました。以上です。

議 長 5番の案件について、何かご意見等ありませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。5番の案件につきまして、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、5番の案件については、審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課へ回答します。  
委員は入室願います。

～委員入室～

議 長 次に、6番の案件を審議しますので、該当委員は一時退室願います。

～委員退室～

議 長 それでは6番の案件について、地区担当委員の調査結果をお願いします。6番江迎地区。

1 7 番 17番松永です。5月23日に、小川推進委員と現地確認しました。この土地は、旧県道と新しい県道に挟まれた細長い土地です。土地所有者の体調が良くないということ

で、土地を手放したいという意向があり、申請があったものです。住宅が近いので、騒音等を出さないということは協議済みです。その他は、問題無いと見てきました。

議 長           それでは地区担当推進委員の意見ををお願いします。

小川委員       江迎地区の小川です。松永委員から説明がありましたとおり、旧道と新道に挟まれた細長い農地です。資材置場にしても、周りの農地に悪影響があるわけではありません。よろしくをお願いします。

議 長           6番の案件について、何かご意見等ありませんか。  
はい、西尾委員。

1 5 番           1 5番西尾です。資材置場ということで、飛散の影響がないか心配しています。住宅が近くて、道に挟まれているということで、台風などの時には軽い資材が飛ぶなどの心配がないか伺いたいと思います。

1 7 番           1 7番松永です。鉄板、砕石、建設機械を置くと聞いています。飛散などが無いように、申請者に注意を促したいと思います。

1 5 番           1 5番西尾です。砕石には目張りをするなど、指導しておいた方がいいと思います。

委 員           (なし)

議 長           事務局はどうですか。

事 務 局       事務局です。今いただいたご意見を申請者に伝えたいと思います。

議 長           よろしいですか。

1 5 番           1 5番西尾です。よろしくをお願いします。

議 長           他にありませんか。

委 員           (なし)

議 長           ないようですので、採決に移ります。6番の案件につきまして、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員       (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、6番の案件については、審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課へ回答します。  
委員は入室願います。

～委員入室～

議 長 それでは、残りの案件について審議いたします。1番宮地区。

3 番 3番阿波です。5月24日に、坂口推進委員と所有者の方と3人で現地確認しました。所有者のご自宅から市道を挟んだ土地に、所有者の娘夫婦が家を建てるといことです。住宅が連なっている区域で、特に問題無いと見てきました。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見を願います。

坂口委員 宮地区の坂口です。ただ今、阿波委員が言われたとおりです。当該地の周りは耕作放棄地が非常に多く、当該地は狭く、将来的に経済的な営農が見込めないと見てまいりました。農用地からの除外は致し方ないと思われます。よろしく願います。

議 長 次に、2番三川内地区。

4 番 4番中里です。5月26日に、迎推進委員と転用者のお母さまと現地を見て来ました。自動車の修理工場が手狭ということでの今回の申請ですが、周りの土地もご自身達の土地ということで、問題無いと見てきました。よろしく願います。

議 長 はい、それでは地区担当推進委員の意見を願います。

迎 委員 三川内地区の迎です。申請地は田越しで用水が来る所ですが、以前から上流の田が荒廃して用水が来なくて、保全管理をしている状況で、問題無いと見てきました。以上です。

議 長 続きまして、3番佐世保地区。

7 番 7番川口です。5月24日に、松永推進委員と現地確認しました。転用者の奥さんの実家の隣に家を建てられるようです。山を少し削ったような土地で、東側に畑がありますが、少し離れていますので、影響は無いと見てきました。ご審議よろしく願います。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見を願います。

松永委員 佐世保地区の松永です。川口委員が言われたとおり、問題無いと見てきました。よろしくをお願いします。

議 長 続きまして、4番相浦、九十九地区。

1 2 番 1 2 番伊賀崎です。5月26日に、富川推進委員と現地を見て来ました。所有者にも立ち会っていただき、状況を説明していただきました。条件が非常に悪く、周りにはアパート等があって宅地の状況で、除外として問題無いと見てきました。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

富川委員 相浦、九十九地区富川です。伊賀崎委員が言われたとおり、問題ありません。以上です。よろしくをお願いします。

議 長 1番から4番の案件について、何かご意見等ありませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。1番から4番の案件につきまして、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第113号議案については、審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課へ回答します。

続きまして、第114号議案 佐世保農業振興地域の整備計画変更に伴う農用地区域への編入について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第114号議案 佐世保農業振興地域整備計画変更に伴う農用地区域への編入について、ご説明いたします。

1番、宮地区。申出者は記載のとおりです。申請地所在は、城間町。地目は、登記田、現況原野。面積は1,621㎡で、対象作物はみかんです。土地の名義人は記載のとおりで、編入予定の農地区分は、農用地区域(樹園地)です。こちらは、正蓮寺付近で、変更理由は、記載のとおりですが、読み上げます。

申出地において継続的に果樹経営を行っていく予定としており、果樹関連の事業等に組み込むため、農用地区域への編入を望むもの。としております。

以上、農用地区域への編入の申出に関し、佐世保市長より農業委員会に意見照会がなされたものです。総会での審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課に回答します。

ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。1番宮地区。

3 番 3番阿波です。5月24日に坂口推進委員、申出者と現地確認しました。申出者は、柑橘部会でみかんを一生懸命栽培されております。申請地は原野化しているため、耕作放棄地が解消されて良い事だと思います。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

坂口委員 宮地区の坂口です。阿波委員が言われたとおり、まったく問題無いと思われます。よろしくお願ひいたします。

議 長 114号議案の案件について、何かご意見等ありませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第114号議案については、審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課へ回答します。

次に、第115号議案 非農地通知について、事務局の説明をお願いします。

事務局 第115号議案 非農地通知について説明いたします。

今回の非農地通知案件は、199筆で面積が114,987.61㎡です。これまでの利用状況調査の結果、B判定、山林または原野としていたものです。本総会で承認していただいた分については、所有者に対し非農地通知書を発出し、併せて関係機関に非農地リストを提出いたします。

以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第115号議案については、非農地通知を発出することといたします。

続きまして、第116議案 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 はい、第116号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

1番、宮地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、城間町。地目は、登記畑、現況畑。面積は290㎡。農振内白地。権利の種類は所有権移転売買です。譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

2番、吉井地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、吉井町草ノ尾の10筆。地目は、登記田、畑、現況田、畑、樹園地。面積は10筆合計8,874㎡。農用地区域。権利の種類は所有権移転贈与です。譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

3番、小佐々地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、小佐々町西川内。地目は、登記畑、現況畑。面積は481㎡。農振内白地。権利の種類は所有権移転交換です。譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

以上3件、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えます。

以上です。ご審議よろしくご願ひいたします。

議 長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。1番宮地区。

3 番 3番阿波です。5月24日に、坂口推進委員と現地確認しました。譲渡人と譲受人はおじとおいの関係で、申請地は今までも耕作されていて、特に問題無いと見てきました。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

坂口委員 宮地区の坂口です。阿波委員が言われたとおり、問題無いと思われます。よろしくご願ひします。

議 長 続きまして、2番吉井地区。

1 3 番 13番水口です。譲渡人と譲受人の関係は親子で、譲渡人は70歳になられるということで、後継者に生前贈与されます。譲受人は後継者として農地を管理されますので、何ら問題ありません。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見ををお願いします。

末永委員 吉井地区の末永です。水口委員が言われたとおり、問題無いものと判断しました。

議 長 続きまして、3番小佐々地区。

1 6 番 1 6 番赤木です。5月24日に、松田推進委員と聞き取り調査をしました。譲渡人と譲受人は親戚関係で、問題無いと思われます。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見ををお願いします。

松田委員 小佐々地区の松田です。譲渡人と譲受人は親戚関係というよりも兄弟です。次男が後継者となられることによる所有権移転です。問題無いと思います。

議 長 それでは、何かご意見等ございませんか。

1 5 番 1 5 番西尾です。3番の案件について質問です。交換ということですが、もう一方の所有権移転はどういう事情でしょうか。

事 務 局 事務局です。交換する土地は農地以外の土地ですので、議案として出てきていません。

1 5 番 1 5 番西尾です。分かりました。

議 長 他にございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第116号議案については、許可することといたします。  
続きまして、第117号議案 農地利用集積計画(案)について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 第117号議案 農用地利用集積計画(案)について、ご説明いたします。  
利用権の設定は、針尾地区1件、宮地区3件、三川内地区2件、皆瀬地区1件、相浦、九十九地区1件、吉井地区6件、世知原地区2件、江迎地区3件、鹿町地区2件、の計21件。

所有権の移転は、宮地区1件。全体で22件の集積です。  
氏名並びに権利の内容等につきましては、記載のとおりです。  
以上、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 利用権設定の4番の案件は、除斥の対象となる委員がおられますので、農業委員会法第31条の規定により、退室していただき先行審議をいたします。該当委員は一時退室願います。

～委員退室～

議 長 それでは、4番の案件につきまして、何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。4番の案件につきまして、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、利用権設定の4番は承認されました。  
委員は入室願います。

～委員入室～

議 長 それでは、4番以外の案件について、何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。4番以外の案件について、賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。第117号議案は全て承認されましたので、(案)を削除願います。  
続きまして、第118号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第118号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)について、ご説明いたします。

農地中間管理事業に係る利用権設定につきまして、三川内地区3件、早岐地区1件、江迎地区1件で合計5件の申し出がありました。

氏名並びに権利の内容等は、記載のとおりです。

ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 第118号議案につきまして、何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。第118号議案は全て承認されましたので、(案)を削除願ひます。  
次に、第119号議案 農用地利用配分計画(案)について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 第119号議案 農用地利用配分計画(案)について、ご説明いたします。

農地中間管理事業に係る農用地利用配分につきまして、三川内、早岐地区1件、柚木地区1件、江迎地区1件で、合計3件計画されています。

こちらは、佐世保市長より、農業委員会に対して、利用配分計画を受ける者が妥当であるかの意見照会がなされたもので、第118号議案で審議された農用地利用集積計画の公告が完了した後に、総会での審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課へ回答いたします。

ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 この案件について何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。第119号議案についてはすべて承認されましたので、審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課へ回答いたします。

これで、議案審議が終了しましたので、報告案件に移ります。

事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、事務局です。  
報告1 農地法第3条の規定による許可申請の局長先決許可報告について  
報告2 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について  
報告3 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について  
報告4 農地転用許可不要案件の受理について  
報告5 裁判所及び法務局への農地現況回答について  
報告6 都市契約法に係る開発事前協議開催状況について  
報告7 農用地利用集積・配分計画解約通知について

以上、添付しております資料のとおりですので、ご確認をお願いいたします。以上です。

議長 以上で報告事項が終わりましたので、その他に移りたいと思います。事務局より説明をお願いします。

事務局 【令和3年7月末の終期リスト、農地の利用権設定の更新について（お願い）の配付について】  
【農地中間管理機構との連携（情報共有）について】  
【農地最適化意見書アンケートについて】  
【令和3年度農業者年金現況届の受付について】  
【利用状況調査の地図の配布】  
【活動報告書・最適化報告書の提出について】  
【全国農業図書ブックレットの配付】  
【令和3年度 全国農業委員会会長大会資料の送付について】  
【佐世保市農業委員会概要（令和3年版）について】  
【令和3年度 ながさき農業委員会1・1・1運動 実施要領（案）について】  
【人・農地プランの実質化に係る令和2年度実績について】

議長 以上で本日の総会を終了したいと思います、副会長からご挨拶をお願いします。

副会長 本日は、慎重にご審議をいただき、ありがとうございました。これをもちまして、第12回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。